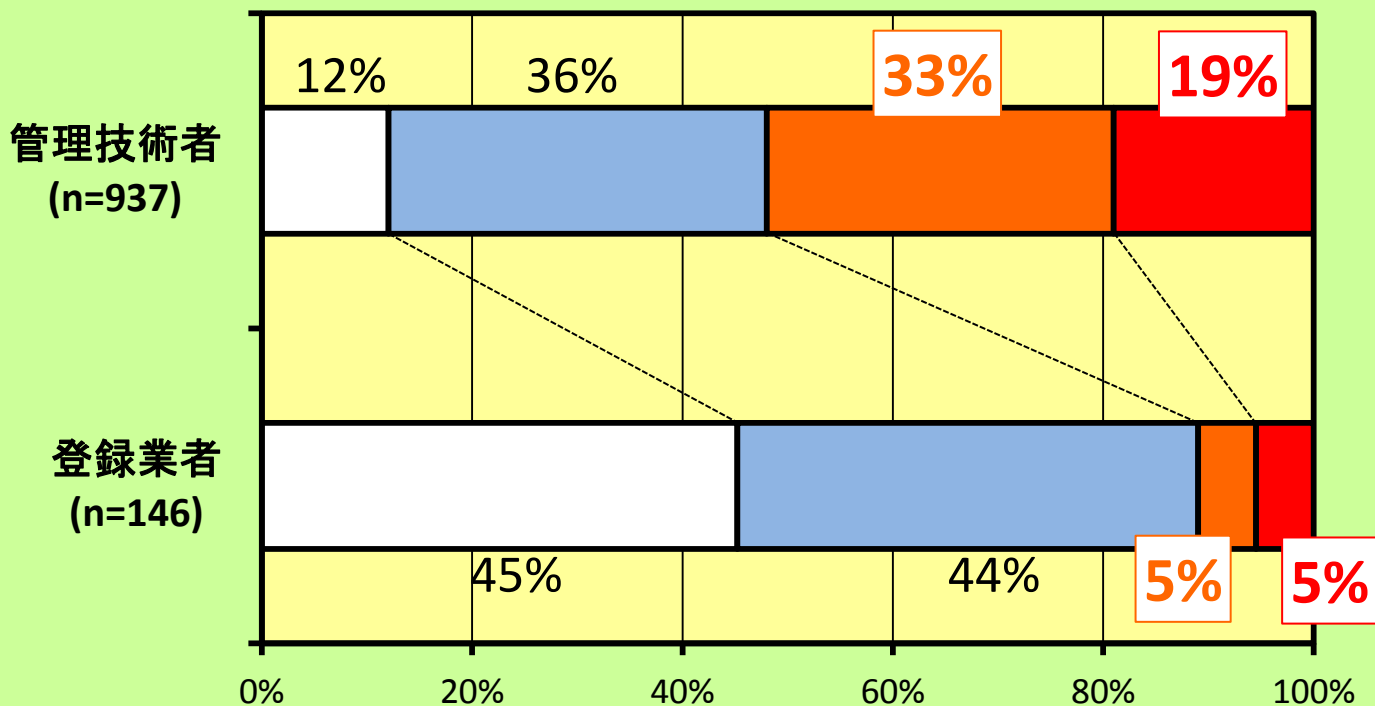


IPM(総合的有害生物管理) をご存知ですか？

グラフは建築物環境衛生管理技術者及び建築物ねずみ昆虫等防除業登録営業所を対象にIPMについて聞いた結果です。「全く知らない」又は「詳しくは知らない」との回答は、建築物環境衛生管理技術者では合計52%、建築物ねずみ昆虫等防除業登録営業所でも10%ありました。



□よく知っている □ある程度知っている ■詳しくは知らない ■全く知らない

(平成25年度実施アンケート調査結果より)

[IPM]

特定建築物におけるねずみ等の対策のためのIPMとは、建築物において考えられる**有効・適切な技術を組み合わせ**て利用しながら、**人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめる**ような方法で、**環境基準を目標**に有害生物を**制御し、そのレベルを維持**する有害生物の管理対策のこと

厚生労働省「建築物における維持管理マニュアル」より



裏面に具体的な実施手順を掲載しています。

IPMの実施手順

目標水準の設定

該当建築物または該当場所の標準的な目標水準の設定

名称	許容水準	警戒水準	措置水準
定義	環境衛生上、良好な状態	放置すると今後、問題になる可能性がある状況	ねずみや害虫の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状況
例※1 ねずみ	以下の全てに該当すること。 ①生きた個体が確認されないこと。 ②配置した無毒餌が喫食されないこと。 ③天井の出入り口に配置した黒紙に足跡やかじり跡が付かないこと。	以下の全てに該当すること。 ①生きた個体が確認されないこと。 ②無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡やかじり跡のどちらか一方が確認される。	以下のいずれか1つ以上に該当すること。 ①生きた個体が確認される。 ②食品や家具・什器（じゅうぎ）等に咬害（こうがい）が見られる。 ③無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡やかじり跡の両方が確認される。

※1 厚生労働省「建築物における維持管理マニュアル」より

調査（月1回以上※2）

聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境及び施設・設備の調査

※2 東京都指導

定期的な調査の継続

調査結果の判定

許容水準

警戒水準

措置水準

防除作業

環境的防除、物理的防除、化学的防除

効果判定

許容水準

警戒水準

措置水準

※ 経過については全て記録を作成し、保存します。

なお、詳細については「建築物維持管理マニュアル（下記URL）」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/03.html>

【問い合わせ先】 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生係
 東京都新宿区百人町三丁目24番1号 電話：03-5937-1058